

福岡県公報

令和3年2月26日
第 178 号

目 次

告 示 (第166号 - 第204号)

○自衛官の募集	(市町村支援課) ……………	2
○救急病院の認定	(医療指導課) ……………	3
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	4
○都市計画事業の認可	(公園街路課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8

○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	9
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	9
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	9
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	10
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	10
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	10
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	10
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	11
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	11
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	11
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	11
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	12
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	12
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	12
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	12
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	13
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	13

公 告

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) ……………	13
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) ……………	13
○意見募集の結果の公示	(健康増進課) ……………	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	14

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) ……………	14
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	18
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課) ……………	22
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課) ……………	26

- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ……………29
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………36
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………39

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) ……………43

再掲

- 知事の職務代理 (人 事 課) ……………45

告 示

福岡県告示第166号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官及び自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
 福岡県副知事 服部 誠太郎

1 募集種目

- (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官一般曹候補生
- (2) 自衛官候補生

2 募集期間

令和3年3月1日（月）から令和3年5月11日（火）まで

3 受験資格

- (1) 一般曹候補生
 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
 ※ 32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者
- (2) 自衛官候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者で日本国籍を有する者
 ※ 32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在33歳に達しない者

(3) 詳細は、採用案内による。

4 試験期日

各試験期日は次のとおりとするも、情勢により変更等する場合がある。その際は、受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

(1) 一般曹候補生

ア 第1次試験

令和3年5月22日（土）

イ 第2次試験

令和3年6月18日（金）～21日（月）の間のうち指定する1日

(2) 自衛官候補生

ア 筆記試験

令和3年5月22日（土）

イ 口述・身体検査

令和3年5月23日（日）～28日（金）の間のうち指定する1日

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳 (築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所

春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区名島3-24-2 (福岡国道事務所隣) (電話 092-672-3255)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (名島)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市諏訪野町2401 (旧九州農政局2階) (電話 0942-38-1616)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

(1) 一般曹候補生

北九州及び福岡の第1次試験会場は、決定次第受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

ア 第1次試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市内 (予定)	部外施設 (予定)
福岡	福岡市南区筑紫丘1-1-1 (予定)	純真学園大学 (予定)
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 第2次試験

試験場	位置	名称
北九州	飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(2) 自衛官候補生

北九州及び福岡の第1次試験会場は、決定次第受験者に対し個別に通知するとともに、自衛隊福岡地方協力本部のホームページ等により周知する。

ア 筆記試験

試験場	位置	名称
北九州	北九州市内 (予定)	部外施設 (予定)
福岡	福岡市南区筑紫丘1-1-1 (予定)	純真学園大学 (予定)
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

イ 口述・身体検査

試験場	位置	名称
北九州	飯塚市津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第167号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	有効期間
長田病院	柳川市下宮永町523-1	令和3年3月1日から 令和6年2月29日まで

福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添赤田池線	前	田川郡福智町市場1791番1先から 田川郡福智町市場1605番先まで	2.5 ～ 19.0	696.7
			後	田川郡福智町市場1791番1先から 田川郡福智町市場1605番先まで	8.7 ～ 33.0	696.7

福岡県告示第169号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-14号 千鳥橋唐人町線

3 事業施行期間

令和3年2月26日から令和16年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分

福岡市博多区対馬小路及び中央区天神五丁目地内

- (2) 使用の部分

福岡市博多区対馬小路及び中央区天神五丁目地内

福岡県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成30年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成30年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準

用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
浅川台2丁目-1	北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目、浅川台一丁目及び浅川台二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年11月福岡県告示第1768号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長野(b)-2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年11月福岡

県告示第1769号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長野(b)-2	北九州市小倉南区大字長野(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長野(b)-2	北九州市小倉南区長野(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長野(b)-2	北九州市小倉南区長野(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第178号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成25年3月福岡県告示第374号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成25年3月福岡県告示第375号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
丸町2丁目(B)-1	北九州市戸畑区丸町二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	筑紫野筑穂線	前	筑紫野市大字大石69番1先から筑紫野市大字大石66番8先まで	15.4 ～ 19.6	25.4
			後	筑紫野市大字大石69番1先から筑紫野市大字大石66番8先まで	15.4 ～ 35.5	

福岡県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野 筑穂線	筑紫野市大字大石69番1先から 筑紫野市大字大石66番8先まで

福岡県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	南良津 宮田線	前	宮若市鶴田1115番1先から 宮若市鶴田1282番1先まで	10.6 ～ 17.0	326.3
			後	宮若市鶴田1115番1先から 宮若市鶴田1282番1先まで	10.6 ～ 15.9	326.3

福岡県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津 宮田線	宮若市鶴田1115番1先から 宮若市鶴田1282番1先まで

福岡県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木 朝倉線 田主丸	前	朝倉市屋形原314番13先から 朝倉市屋形原314番5先まで	13.1 ～ 14.7	26.0
			後	朝倉市屋形原314番13先から 朝倉市屋形原314番5先まで	13.1 ～ 21.7	26.0

福岡県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木朝倉線 田主丸	朝倉市屋形原314番13先から 朝倉市屋形原314番5先まで

福岡県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	筑紫野三輪線	前	朝倉郡筑前町赤坂2779番36先から 朝倉郡筑前町砥上140番1先まで	5.5 ～ 31.0	2,089.0
			前	朝倉郡筑前町赤坂2448番1先から 朝倉郡筑前町砥上140番1先まで	13.2 ～ 75.0	1,808.0
			後	朝倉郡筑前町赤坂2448番1先から 朝倉郡筑前町砥上140番1先まで	13.2 ～ 75.0	1,808.0

福岡県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	322号	前	朝倉市秋月野鳥844番4先から 朝倉市秋月野鳥834番4先まで	7.6 ～ 10.2	244.5
			後	朝倉市秋月野鳥844番4先から 朝倉市秋月野鳥834番4先まで	9.8 ～ 26.4	244.5

福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市秋月野鳥844番4先から 朝倉市秋月野鳥834番4先まで

福岡県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	桂川下秋月線	前	朝倉市秋月1378番3先から朝倉市秋月1378番1先まで	6.5 ～ 6.7	27.0
			後	朝倉市秋月1378番3先から朝倉市秋月1378番1先まで	6.7 ～ 22.7	27.0

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	桂川下秋月線	朝倉市秋月1378番3先から朝倉市秋月1378番1先まで

福岡県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	322号	前	朝倉市秋月野鳥834番1先から朝倉市秋月野鳥834番3先まで	16.9 ～ 19.8	18.1
			後	朝倉市秋月野鳥834番1先から朝倉市秋月野鳥834番3先まで	27.5 ～ 38.9	18.1

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	322号	朝倉市秋月野鳥834番1先から朝倉市秋月野鳥834番3先まで

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域

を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木朝倉線 田主丸	前	朝倉市屋形原716番13先から 朝倉市屋形原525番2先まで	10.3 ～ 17.8	37.0
			後	朝倉市屋形原716番13先から 朝倉市屋形原525番2先まで	15.7 ～ 37.3	37.0

福岡県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木朝倉線 田主丸	朝倉市屋形原716番13先から 朝倉市屋形原525番2先まで

福岡県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3478番4先から 朝倉市杷木志波3475番1先まで	4.3 ～ 5.2	24.6
			後	朝倉市杷木志波3478番4先から 朝倉市杷木志波3475番1先まで	4.5 ～ 8.3	24.6

福岡県告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	甘木井線	前	朝倉市杷木志波3466番1先から 朝倉市杷木志波3361番1先まで	4.3 ～ 12.0	75.0

		後	朝倉市杷木志波3466番1先から 朝倉市杷木志波3361番1先まで	5.9 ～ 14.5	75.0
--	--	---	--------------------------------------	------------------	------

福岡県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木井線	朝倉市杷木志波3466番1先から 朝倉市杷木志波3361番1先まで

福岡県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香春田線	田川市大字夏吉882番5先から 田川市大字夏吉878番2先まで

福岡県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山3362番1先から 八女市上陽町上横山3368番1先まで

福岡県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	一般国道	200号	前	筑紫野市美しが丘北三丁目4番26先から 筑紫野市美しが丘北三丁目4番28先まで	44.3 ～ 60.1	34.9

		後	筑紫野市美しが丘北三丁目 4 番 26 先 から 筑紫野市美しが丘北三丁目 4 番 28 先 まで	44.3 ～ 65.2	34.9
--	--	---	--	-------------------	------

福岡県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	200号	筑紫野市美しが丘北三丁目 4 番 26 先から 筑紫野市美しが丘北三丁目 4 番 28 先まで

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年2月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	200号	筑紫野市大字山家941番 1 先から 筑紫野市大字山家845番 1 先まで

公 告

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
北九州市	平成30年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区葛原東一丁目・二丁目・五丁目の各一部 八幡西区大字本城、本城二丁目の各一部	令和3年2月8日
直方市	平成17年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字植木の一部	令和3年2月8日
大川市	平成25年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	津・小保の一部	令和3年2月8日
福智町	平成28年度から令和元年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部	令和3年2月8日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	高島・蒲生の一部	令和3年2月8日

大任町	平成25年度から平成29年度まで	地籍図及び地籍簿	大字大行事の一部	令和3年2月8日
糸田町	令和元年度から令和2年度まで	地籍図及び地籍簿	鼠ヶ池・南糸田の各一部	令和3年2月8日

公告

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則の一部改正案について、令和2年12月18日から令和3年1月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和3年2月26日に公布しました。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

問い合わせ先

保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室自殺・アルコール問題対策班

電話：092-643-3265

メールアドレス：kokoro@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町若宮一丁目422番1から422番5まで、422番7から422番17まで、426番2、430番5、430番7、448番6、448番7、449番1から449番15まで、450番2、450番6から450番10まで、453番3、453番15及び453番16

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

広島県広島市安佐北区落合二丁目19番5号

株式会社B I M

代表取締役 藤田 準一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年2月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市浦志二丁目396番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市浦志二丁目7番15号

友池 雅則

監査委員

監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を福岡北九州高速道路公社等40団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員 藤 山 泰 三

同 行 正 晴 實

同 世 利 洋 介

同 長 裕 海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体 : 福岡北九州高速道路公社等40団体

(2) 監査対象期間 : 令和元年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

監査実施期間 : 令和2年9月29日～令和3年1月14日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	福岡北九州高速道路公社	令和2年10月6日～令和2年10月8日
	公立大学法人 九州歯科大学	令和2年10月13日～令和2年10月15日
	公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団	令和2年10月20日～令和2年10月22日
	福岡県道路公社	令和2年10月27日～令和2年10月28日
	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	令和2年10月29日
	公益財団法人 福岡県女性財団	令和2年11月5日
	公益財団法人 あまぎ水の文化村	令和2年11月6日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出資団体	社会福祉法人 福岡県厚生事業団	令和2年11月10日～令和2年11月11日
	北九州エアターミナル 株式会社	令和2年11月12日
補助金等 交付団体	公益財団法人 福岡県メデイカルセンター	令和2年11月17日～令和2年11月18日
	学校法人 福岡雙葉学園 福岡雙葉高等学校	令和2年9月29日
	学校法人 福岡雙葉学園 福岡雙葉中学校	令和2年9月29日
	学校法人 福岡雙葉学園 福岡雙葉小学校	令和2年9月29日
	学校法人 福原学園 自由ヶ丘高等学校	令和2年10月1日
	学校法人 八洲学園 福岡女子商業高等学校	令和2年10月2日
	宗教法人 教覚寺 夜須幼稚園	令和2年12月2日
	学校法人 グリーンコープ 香椎照葉幼稚園	令和2年12月2日
	一般社団法人 福岡県歯科医師会	令和2年12月3日
	一般社団法人 福岡市医師会	令和2年12月8日
	一般社団法人 九州観光推進機構	令和2年12月9日
	一般社団法人 福岡県私学教育振興会	令和2年12月10日
	一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団	令和2年12月10日
	福岡県文化団体連合会	令和2年12月15日
	学校法人 国際学園 九州医療スポーツ専門学校	令和2年12月15日
	添田町有害鳥獣対策協議会	令和2年12月16日
	一般社団法人 福岡県障がい者スポーツ協会	令和2年12月16日
	一般社団法人 ガールスカウト福岡県連盟	令和2年12月17日
	太陽交通 株式会社	令和2年12月17日

区分	監査対象団体名	監査実施日
補助金等交付団体	北九州空港利用促進協議会	令和3年1月6日
	ジェイアール九州バス 株式会社	令和3年1月6日
	福岡水素エネルギー戦略会議	令和3年1月7日
	北部九州自動車産業アジア 先進拠点推進会議	令和3年1月7日
	宗教法人 風浪宮	令和3年1月13日
	特定非営利活動法人 山村塾	令和3年1月13日
	公益社団法人 福岡県老人クラブ連合会	令和3年1月14日
	株式会社 福岡植木	令和2年11月19日
	ふくおかスポーツライフ 創造パートナーズ	令和2年11月25日
	宗像緑地建設 株式会社	令和2年11月26日
公の施設の指定管理者	一般社団法人 福岡県樹芸組合連合会	令和2年12月1日
	福岡県馬術連盟	令和2年12月1日

第2

監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

所管部局名	調査区分	説 明
福祉労働部	財産	利用者負担金の延滞分について、債務者の定期的な状況確認を行っていないかった。また、徴収不能引当金を計上するための基準を設けていなかった。

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関
36 機関

(2) 監査対象期間：令和元年9月1日～令和2年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年10月1日～令和2年11月20日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部	アジア文化交流センター	令和2年10月13日～令和2年10月14日
	女性相談所	令和2年10月6日
	消費生活センター	令和2年11月10日
	筑紫保健福祉環境事務所	令和2年11月4日～令和2年11月6日
	粕屋保健福祉事務所	令和2年11月11日～令和2年11月13日
	糸島保健福祉事務所	令和2年10月27日～令和2年10月28日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和2年10月21日～令和2年10月23日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和2年10月7日～令和2年10月9日
	田川保健福祉事務所	令和2年10月27日～令和2年10月30日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和2年10月1日～令和2年10月2日
保健医療介護部	南筑後保健福祉環境事務所	令和2年10月15日～令和2年10月16日
	京築保健福祉環境事務所	令和2年11月4日～令和2年11月6日

監査対象機関名	監査実施日
保健医療 介護部	
保健環境研究所	令和2年11月17日～令和2年11月18日
精神保健福祉センター	令和2年10月20日
食肉衛生検査所	令和2年11月10日
福岡児童相談所	令和2年11月12日～令和2年11月13日
久留米児童相談所	令和2年11月17日～令和2年11月18日
田川児童相談所	令和2年10月29日～令和2年10月30日
大牟田児童相談所	令和2年11月10日～令和2年11月11日
宗像児童相談所	令和2年11月19日～令和2年11月20日
京築児童相談所	令和2年11月19日～令和2年11月20日
福岡学	令和2年10月15日～令和2年10月16日
障がい者更生相談所	令和2年11月6日
こども療育センター新光園	令和2年11月17日～令和2年11月18日
福岡労働者支援事務所	令和2年10月23日
北九州労働者支援事務所	令和2年10月20日
筑後労働者支援事務所	令和2年10月23日
筑豊労働者支援事務所	令和2年10月6日
福岡高等技術専門校	令和2年10月8日～令和2年10月9日
戸畑高等技術専門校	令和2年11月19日～令和2年11月20日
小竹高等技術専門校	令和2年10月13日～令和2年10月14日
久留米高等技術専門校	令和2年10月15日～令和2年10月16日
大牟田高等技術専門校	令和2年10月6日～令和2年10月7日
田川高等技術専門校	令和2年10月1日～令和2年10月2日
小倉高等技術専門校	令和2年10月13日～令和2年10月14日
福岡障害者職業能力開発校	令和2年10月1日～令和2年10月2日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬、賃金及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	支出	1	生活保護費について、 ① 介護保険料加算及び高等学校就学費の最低生活費 ② 就労収入、老齢基礎年金、老齢厚生年金、年金生活者支援助給付金及び所得税還付金の収入 ③ 収入認定にあたり、必要経費、収入から除外するもの及び特別徴収された介護保険料の控除すべき額を認定すべきところ、これを怠り、支給過大又は支給過小となっていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	2	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
福祉労働部	支出	1	移動式粉末消火栓取替工事に係る消費税及び地方消費税について、工事履行期限が令和元年10月1日以降の場合、消費税及び地方消費税の税率を10%とすべきところ、8%とし、支出過小となっていた。
計			3件

監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関 41 機関

(2) 監査対象期間：令和元年11月1日～令和2年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年11月25日～令和2年12月18日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和2年12月7日
警察学校	令和2年11月27日
交通機動隊	令和2年11月27日
高速道路交通警察隊	令和2年12月7日
第一機動隊	令和2年12月7日
第二機動隊	令和2年12月7日
中央警察署	令和2年12月8日～令和2年12月9日
博多警察署	令和2年12月10日～令和2年12月11日
東警察署	令和2年12月10日～令和2年12月11日
南警察署	令和2年12月17日～令和2年12月18日
早良警察署	令和2年12月15日～令和2年12月16日
西警察署	令和2年12月8日～令和2年12月9日
粕屋警察署	令和2年12月10日～令和2年12月11日
春日警察署	令和2年12月3日～令和2年12月4日
筑紫野警察署	令和2年12月7日

監査対象機関名	監査実施日
糸島警察署	令和2年12月15日
宗像警察署	令和2年12月16日
朝倉警察署	令和2年12月9日
博多臨港警察署	令和2年12月1日
福岡空港警察署	令和2年12月2日
小倉北警察署	令和2年12月1日～令和2年12月2日
小倉南警察署	令和2年12月1日～令和2年12月2日
八幡東警察署	令和2年12月3日
八幡西警察署	令和2年12月3日～令和2年12月4日
折尾警察署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
若松警察署	令和2年12月7日
戸畑警察署	令和2年12月4日
門司警察署	令和2年11月27日
行橋警察署	令和2年12月7日
豊前警察署	令和2年12月7日
飯塚警察署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
嘉麻警察署	令和2年12月7日
直方警察署	令和2年12月7日
田川警察署	令和2年11月25日～令和2年11月26日
久留米警察署	令和2年12月17日～令和2年12月18日
小郡警察署	令和2年12月15日
うきは警察署	令和2年12月16日
筑後警察署	令和2年12月7日
八女警察署	令和2年12月8日
柳川警察署	令和2年12月7日
大牟田警察署	令和2年12月17日～令和2年12月18日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬、賃金及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
八幡東警察署	収 入	1	職員寮に係る職員住宅貸付料について、平成31年4月1日付改定により、同月以降は改定後の月額を徴収すべきところ、警察本部総務部施設課から改定通知がなかったことから、改定前の月額を徴収し、徴収過大となっていた。
計		1	1 件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等25機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	行	正	晴	實
同	世	利	洋	介
同	長		裕	海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 25 機関

(2) 監査対象期間：令和元年11月1日～令和2年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年11月17日～令和2年12月18日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	公文書館	令和2年12月11日
	職員研修所	令和2年12月11日
	博多県税事務所	令和2年12月8日～令和2年12月10日
	東福岡県税事務所	令和2年11月25日～令和2年11月27日
	西福岡県税事務所	令和2年11月17日～令和2年11月19日
	筑紫県税事務所	令和2年12月1日～令和2年12月3日
	北九州東県税事務所	令和2年12月1日～令和2年12月3日
	北九州西県税事務所	令和2年11月17日～令和2年11月19日
	田川県税事務所	令和2年11月20日
	飯塚・直方県税事務所	令和2年11月25日～令和2年11月27日
	久留米県税事務所	令和2年12月8日～令和2年12月10日
	大牟田県税事務所	令和2年11月20日
	筑後県税事務所	令和2年12月11日
	行橋県税事務所	令和2年12月11日
消防学校	令和2年12月17日～令和2年12月18日	

監査対象機関名	監査実施日
企画・地域振興部 パスポートセンター	令和2年12月15日～令和2年12月16日
福岡中小企業振興事務所	令和2年12月4日
久留米中小企業振興事務所	令和2年12月11日
北九州中小企業振興事務所	令和2年12月4日
飯塚中小企業振興事務所	令和2年12月11日
計量検定所	令和2年12月11日
工業技術センター	令和2年12月17日～令和2年12月18日
工業技術センター生物食品研究所	令和2年12月4日
工業技術センターインテリア研究所	令和2年12月15日～令和2年12月16日
工業技術センター機械電子研究所	令和2年12月17日～令和2年12月18日

(2) 主な調査項目

- ア 収入
 - 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
 - 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
 - 報酬、賃金及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況
- エ 契約
 - 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- キ 県税
 - 個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関

(2) 監査対象期間：令和元年9月1日～令和2年8月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年10月1日～令和2年11月13日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和2年10月6日～令和2年10月7日
北九州教育事務所	令和2年10月15日～令和2年10月16日
北筑後教育事務所	令和2年11月5日～令和2年11月6日
南筑後教育事務所	令和2年10月6日～令和2年10月7日
筑豊教育事務所	令和2年10月29日～令和2年10月30日
京築教育事務所	令和2年11月5日～令和2年11月6日
教育センター	令和2年10月15日
体育研究所	令和2年10月29日
美術館	令和2年10月29日
図書館	令和2年10月30日
社会教育総合センター	令和2年10月14日
英彦山青年の家	令和2年10月29日
少年自然の家「玄海の家」	令和2年10月15日
九州歴史資料館	令和2年10月13日
青豊高等学校	令和2年11月5日
築上西高等学校	令和2年11月5日

監査対象機関名	監査実施日
育徳館高等学校	令和2年11月6日
苅田工業高等学校	令和2年11月13日
京都高等学校	令和2年11月13日
行橋高等学校	令和2年11月5日
門司学園高等学校	令和2年10月19日
門司大翔館高等学校	令和2年10月19日
小倉南高等学校	令和2年10月27日
小倉商業高等学校	令和2年10月28日
小倉高等学校	令和2年10月19日
小倉工業高等学校	令和2年10月27日
小倉西高等学校	令和2年10月28日
北九州高等学校	令和2年10月19日
小倉東高等学校	令和2年10月19日
戸畑高等学校	令和2年11月12日
ひびき高等学校	令和2年11月12日
戸畑工業高等学校	令和2年11月12日
若松高等学校	令和2年10月19日
若松商業高等学校	令和2年11月4日
八幡高等学校	令和2年10月13日
八幡中央高等学校	令和2年11月12日
八幡工業高等学校	令和2年10月14日
八幡南高等学校	令和2年11月12日
北筑高等学校	令和2年11月12日
東筑高等学校	令和2年11月12日
折尾高等学校	令和2年11月12日
中間高等学校	令和2年10月15日
遠賀高等学校	令和2年10月15日
宗像高等学校	令和2年10月15日
光陵高等学校	令和2年10月15日
水産高等学校	令和2年10月15日
玄界高等学校	令和2年10月15日
新宮高等学校	令和2年10月15日
福岡魁誠高等学校	令和2年10月15日
須恵高等学校	令和2年10月15日
宇美商業高等学校	令和2年10月20日
香住丘高等学校	令和2年10月16日
香椎高等学校	令和2年10月16日
香椎工業高等学校	令和2年10月16日
博多青松高等学校	令和2年10月16日

監査対象機関名	監査実施日
福岡高等学校	令和2年10月16日
筑紫丘高等学校	令和2年10月16日
柏陵高等学校	令和2年10月16日
福岡中央高等学校	令和2年10月23日
城南高等学校	令和2年10月16日
修猷館高等学校	令和2年10月16日
福岡工業高等学校	令和2年10月22日
福岡講倫館高等学校	令和2年10月16日
早良高等学校	令和2年10月16日
玄洋高等学校	令和2年10月8日
筑前高等学校	令和2年10月15日
春日高等学校	令和2年10月16日
太宰府高等学校	令和2年10月15日
福岡農業高等学校	令和2年10月29日
筑紫中央高等学校	令和2年10月22日
武蔵台高等学校	令和2年10月29日
筑紫高等学校	令和2年10月23日
糸島高等学校	令和2年10月30日
糸島農業高等学校	令和2年10月30日
小郡高等学校	令和2年11月13日
三井高等学校	令和2年11月13日
久留米筑水高等学校	令和2年10月1日
明善高等学校	令和2年11月4日
久留米高等学校	令和2年10月5日
三潞高等学校	令和2年10月8日
大川樟風高等学校	令和2年10月6日
伝習館高等学校	令和2年10月6日
山門高等学校	令和2年10月6日
三池高等学校	令和2年10月6日
三池工業高等学校	令和2年10月6日
大牟田北高等学校	令和2年10月6日
ありあけ新世高等学校	令和2年10月7日
八女高等学校	令和2年10月7日
八女工業高等学校	令和2年10月7日
福岡高等学校	令和2年10月7日
八女農業高等学校	令和2年10月7日
浮羽工業高等学校	令和2年10月2日
浮羽研究館高等学校	令和2年11月5日
朝倉高等学校	令和2年11月5日

監査対象機関名	監査実施日
朝倉東高等学校	令和2年11月5日
朝倉光陽高等学校	令和2年11月6日
田川高等学校	令和2年10月29日
東鷹高等学校	令和2年10月29日
田川科学技術高等学校	令和2年10月30日
西田川高等学校	令和2年10月30日
稲築志耕館高等学校	令和2年11月13日
嘉穂高等学校	令和2年11月13日
嘉穂東高等学校	令和2年10月2日
嘉穂総合高等学校	令和2年11月13日
鞍手高等学校	令和2年10月15日
直方高等学校	令和2年10月1日
筑豊高等学校	令和2年10月16日
鞍手竜徳高等学校	令和2年10月16日
築城特別支援学校	令和2年11月6日
小倉聴覚特別支援学校	令和2年10月19日
北九州視覚特別支援学校	令和2年10月19日
特別支援学校「北九州高等学校園」	令和2年10月16日
古賀特別支援学校	令和2年10月30日
福岡特別支援学校	令和2年11月12日
福岡聴覚特別支援学校	令和2年11月12日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和2年11月12日
太宰府特別支援学校	令和2年11月12日
福岡視覚特別支援学校	令和2年11月13日
福岡高等視覚特別支援学校	令和2年11月13日
特別支援学校「福岡高等学校園」	令和2年11月13日
小郡特別支援学校	令和2年11月10日～令和2年11月11日
久留米聴覚特別支援学校	令和2年11月6日
田主丸特別支援学校	令和2年11月6日
柳河特別支援学校	令和2年11月10日～令和2年11月11日
筑後特別支援学校	令和2年11月12日～令和2年11月13日
川崎特別支援学校	令和2年10月30日
嘉穂特別支援学校	令和2年11月13日
直方特別支援学校	令和2年10月19日～令和2年10月20日
育徳館中学校	令和2年11月6日
門司学園中学校	令和2年10月19日
宗像中学校	令和2年10月15日
嘉穂高等学校附属中学校	令和2年11月13日
輝翔館中等教育学校	令和2年10月7日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況

ウ 人件費

報酬、賃金及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
小郡特別支援学校	支出	1	扶助費（特別支援教育就学奨励費）のうち学校給食費について、児童や生徒が給食を食した場合は、食した日数の割合によって定められた額を支給すべきところ、令和2年1月に、一部の児童と生徒が給食を実施していたにもかかわらず、これを算定していなかったため、支給不足となっていた。
明善高等学校	支出	1	非常勤職員（部活動指導員）の報酬について、令和元年11月及び12月の勤務実績に基づき、それぞれ翌月10日までに支払うべきところ、令和2年2月10日に支払っていた。
福岡農業高等学校	契約	1	体育館照明交換の工事請負契約について、過去2年間に原と同種類、同規模の契約を2回以上締結し、履行したことを証する履行実績証明書により契約保証金を免除すべきところ、異なる種類の建設工事の履行実績証明書により契約保証金を免除していた。
計			3件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	財産	1	備品2点（ウォータークーラー、製氷機）について、知事等の許可を受けた業者に収集運搬及び処分を委託すべきところ、これを行っていないかった。
	その他	1	非常勤職員の休暇について、無給休暇を取得する場合に必要な手続きを行わなかった。
計			2件

監査公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を公文書館等19機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局並びに企業局の出先機関及び警察本部関係機関19機関

(2) 監査対象期間：令和2年3月1日～令和2年10月27日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金及び給料（会計年度任用職員等）：任用された本人への面談等による任用品の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年9月9日～令和2年10月27日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	公文書館	令和2年4月1日から 令和2年10月13日まで	令和2年10月13日
	職員研修所	令和2年4月1日から 令和2年10月7日まで	令和2年10月7日
	東福岡県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月27日まで	令和2年10月27日
	筑紫県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月22日まで	令和2年10月22日
	田川県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月23日まで	令和2年10月23日
	飯塚・直方県税事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月9日まで	令和2年10月9日
	計量検定所	令和2年4月1日から 令和2年10月2日まで	令和2年10月2日
	工業技術センター機械電子研究所	令和2年3月1日から 令和2年9月9日まで	令和2年9月9日
	矢部川発電事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月14日まで	令和2年10月14日
	苅田事務所	令和2年4月1日から 令和2年10月21日まで	令和2年10月21日
企業局	北九州市警察部	令和2年3月1日から 令和2年9月23日まで	令和2年9月23日
	中央警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月20日まで	令和2年10月20日
	南警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月6日まで	令和2年10月6日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
警察本部	糸島警察署	令和2年3月1日から 令和2年9月24日まで	令和2年9月24日
	小倉北警察署	令和2年3月1日から 令和2年9月29日まで	令和2年9月29日
	行橋警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月1日まで	令和2年10月1日
	田川警察署	令和2年3月1日から 令和2年9月11日まで	令和2年9月11日
	小郡警察署	令和2年4月1日から 令和2年10月8日まで	令和2年10月8日
	大牟田警察署	令和2年3月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年9月30日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 賃金及び給料（会計年度任用職員等）
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を行政経営企画課等43機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、企業局、教育局、行政委員会事務局及び警察本部43機関

(2) 監査対象期間：令和2年5月1日～令和3年1月15日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

給料（会計年度任用職員等）：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年11月4日～令和3年1月15日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	行政経営企画課	令和2年5月1日から 令和2年11月12日まで	令和2年11月12日
	財政課	令和2年5月1日から 令和2年11月17日まで	令和2年11月17日
企画振興・地域部	広域地域振興課	令和2年5月1日から 令和2年11月13日まで	令和2年11月13日
	空港対策局空港政策課	令和2年5月1日から 令和2年11月26日まで	令和2年11月26日
県民づくり・生活部	社会活動推進課	令和2年5月1日から 令和2年11月5日まで	令和2年11月5日
	私学振興・青少年育成局私学振興課	令和2年5月1日から 令和2年11月20日まで	令和2年11月20日
保健医療部	健康増進課	令和2年5月1日から 令和2年11月12日まで	令和2年11月12日
	介護保険課	令和2年5月1日から 令和2年11月19日まで	令和2年11月19日
福祉労働部	障がい福祉課	令和2年5月1日から 令和2年11月19日まで	令和2年11月19日
	労働局新雇用開発課	令和2年6月1日から 令和2年12月17日まで	令和2年12月17日
	人権・同和対策局調整課	令和2年6月1日から 令和2年12月18日まで	令和2年12月18日
環境部	環境保全課	令和2年5月1日から 令和2年11月26日まで	令和2年11月26日
	廃棄物対策課	令和2年6月1日から 令和2年12月16日まで	令和2年12月16日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
商工部	商工政策課	令和2年6月1日から 令和2年12月18日まで	令和2年12月18日
	福岡の食販売促進課	令和2年5月1日から 令和2年11月18日まで	令和2年11月18日
農林水産部	畜産課	令和2年7月1日から 令和3年1月8日まで	令和3年1月8日
	水産局水産振興課	令和2年6月1日から 令和2年12月16日まで	令和2年12月16日
	八幡農林事務所	令和2年6月1日から 令和2年12月1日まで	令和2年12月1日
	筑後農林事務所	令和2年6月1日から 令和2年12月10日まで	令和2年12月10日
	農林業総合試験場豊前分場	令和2年6月1日から 令和2年12月3日まで	令和2年12月3日
	両筑家畜保健衛生所	令和2年6月1日から 令和2年12月23日まで	令和2年12月23日
	水産海洋技術センター 有明海研究所	令和2年6月1日から 令和2年12月24日まで	令和2年12月24日
	水産海洋技術センター 豊前海研究所	令和2年6月1日から 令和2年12月11日まで	令和2年12月11日
	企画課	令和2年5月1日から 令和2年11月18日まで	令和2年11月18日
	港湾課	令和2年6月1日から 令和2年12月21日まで	令和2年12月21日
	久留米県土整備事務所	令和2年6月1日から 令和2年12月2日まで	令和2年12月2日
	直方県土整備事務所	令和2年5月1日から 令和2年11月6日まで	令和2年11月6日
	八女県土整備事務所	令和2年6月1日から 令和2年12月22日まで	令和2年12月22日
	田川県土整備事務所	令和2年6月1日から 令和2年12月9日まで	令和2年12月9日
那珂県土整備事務所	令和2年5月1日から 令和2年11月27日まで	令和2年11月27日	
建築指導課	令和2年5月1日から 令和2年11月13日まで	令和2年11月13日	
公園街路課	令和2年5月1日から 令和2年11月25日まで	令和2年11月25日	
管路課	令和2年5月1日から 令和2年11月4日まで	令和2年11月4日	
教職員課	令和2年5月1日から 令和2年11月17日まで	令和2年11月17日	
特別支援教育課	令和2年6月1日から 令和2年12月17日まで	令和2年12月17日	
人事委員会事務局任用課	令和2年5月1日から 令和2年11月25日まで	令和2年11月25日	
警察本部	広報課	令和2年7月1日から 令和3年1月13日まで	令和3年1月13日
	会計課	令和2年7月1日から 令和3年1月15日まで	令和3年1月15日
	留置管理課	令和2年7月1日から 令和3年1月14日まで	令和3年1月14日
	サイバー犯罪対策課	令和2年7月1日から 令和3年1月15日まで	令和3年1月15日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
警察本部	科学捜査研究所	令和2年7月1日から 令和3年1月13日まで	令和3年1月13日	令和3年1月13日
	交通規制課	令和2年7月1日から 令和3年1月15日まで	令和3年1月15日	令和3年1月15日
	警備課	令和2年7月1日から 令和3年1月14日まで	令和3年1月14日	令和3年1月14日

(2) 主な調査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 給料（会計年度任用職員等）
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
保健医療介護部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。
県土整備部	財産	1	収入印紙について、需用品等出納整理簿に記載しないまま払出しを行ったため現物と一致せず、適正な管理がなされていなかった。
計			2件

雑 報

福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和3年2月26日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る答申案

2 答申案の概要

(1) はじめに

ア 水生生物の保全に係る水質環境基準について

イ 水生生物保全環境基準の類型指定について

(2) 河川・湖沼に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

ア 類型指定のための必要な情報

イ 対象河川

ウ 類型指定の考え方

エ 湖沼の取扱い

(3) 筑後川及び寺内ダムにおける水生生物保全環境基準の類型指定について

(4) 河川ごとの類型指定に係る検討

(5) 海域に係る水生生物保全環境基準の類型指定方針について

(6) 海域における水生生物保全環境基準の類型指定について

(7) 海域の類型指定に係る検討

3 答申案の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

(6) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から令和3年3月11日（木）まで（必着）

5 意見書提出の方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先電話番号：092-643-3359

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第117号の3

福岡県知事小川洋は、令和3年3月31日まで職務に専念できないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき、知事の職務は、同日までの間は引き続き本職が代理する。

令和3年2月10日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎